

No	20-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	調査用高齢者台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみ（二人以上）の世帯の方を対象に、実態を調査・把握することで、日頃の見守り活動や災害時の避難支援に役立てること、また、病気、事故、災害等の緊急時に、離れた家族や親戚などに連絡できる体制づくりを行うことを目的とする。
記録される項目	氏名、個人番号、住所、調査上住所、介護施設、生年月日、年齢、性別、電話番号、続柄、民生委員番号、自治会、消防団、緊急連絡先（氏名、住所、関係、電話番号）、自力避難可否・回答、単高齢者・介護・障害・難病フラグ、住民基本台帳上65歳以上単身・75歳以上世帯、調査上65歳以上単身・75歳以上世帯、火災警報器・緊急通報装置・救急キット設置有無
記録される個人の範囲	(1)65歳以上のひとり暮らし世帯 (2)75歳以上の高齢者のみ（二人以上）の世帯
記録される個人情報の収集方法	要援護者名簿をもとに民生委員又は郵送にて行う高齢者現況調査の回答により情報を追加・修正する
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（民生委員、地域包括支援センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	紙おむつ購入費助成事業台帳管理システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	おむつ券を発券し利用履歴を記録するため
記録される項目	氏名、個人番号、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主名、被保険者番号、宛名番号、施設名、住民となった日、住民でなくなった日、住所を定めた日、本籍地、筆頭者、転出予定地、転出確定地、通称名、本国名 申請日、申請者名、申請者電話番号、おむつ券利用開始日、発券番号、利用終了日、利用廃止理由、終了届出日、届出理由、利用店名、利用年月日、利用金額、受取場所、受取期限
記録される個人の範囲	住民基本台帳に記載されている者、申請者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、寝たきり高齢者等紙おむつ購入助成申請書、寝たきり高齢者等紙おむつ購入助成券
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-03
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	灯油購入費助成金支給事業管理システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	灯油購入費助成金支給における対象要件の判断記録・助成実績を記録するため
記録される項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、世帯番号、宛名番号、世帯主名、続柄、申請日、個人課税状況、口座情報
記録される個人の範囲	住民基本台帳に記載されている者、申請者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、個人課税台帳、灯油購入費助成金支給申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市高齢福祉課 (所在地) 新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（MCWEL）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	要介護（支援）認定業務のため。
記録される項目	氏名、個人番号、住所、生年月日、年齢、性別、医療機関情報、介護保険申請情報、要介護認定情報、要介護判定情報、疾病情報、調査員情報
記録される個人の範囲	介護保険法 第九条第一項及び第二項に該当する者
記録される個人情報の収集方法	要介護（要支援）認定申請書、認定調査票、主治医意見書、住民基本台帳、認定審査会資料
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関等）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-06
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（介護保険）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の資格管理、賦課・徴収、還付、給付、受給認定、負担割合業務のため。
記録される項目	氏名、個人番号、住所、生年月日、年齢、性別、収入、所得、年金情報、非課税年金情報、医療保険情報、住所地特例情報、口座情報、医療機関情報、介護保険申請情報、要介護認定情報、居宅サービス情報、負担割合情報、給付制限情報、施設入退所情報、預貯金等情報、減免情報、給付実績情報、福祉用具購入情報、住宅改修情報、疾病情報、生活保護情報
記録される個人の範囲	介護保険法 第九条、第一項及び第二項に該当する者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、住民税賦課台帳、収納管理台帳、宛名・納付台帳、各種申請書等、介護保険システム（MCWEL）、新潟県国保連合会データ連携
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（地域包括支援センター、介護保険施設、居宅支援事業者等）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-07
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護予防システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	介護予防係業務の運営のため、事業対象者の管理（一般介護予防事業、通所サービスA・C、訪問サービスC）
記録される項目	宛名番号、氏名、年齢、生年月日、要介護状態区分、包括圏域、把握経路、主たる事業所、病院・医院名、チェックリスト非該当日、申請日、決定日、開始年月、終了年月、文書番号、枝番、医師からの指示有無、利用中止理由、決定日、文書番号、枝番、医療期間からの意見書内容、基本チェックリスト内容、二次予防事業利用履歴、対象者把握事業回答内容、一般介護予防事業利用履歴（ときめき週1クラブ、元気アップ運動教室等）、体力測定結果（サービスC利用時、ときめき週1クラブ利用時）
記録される個人の範囲	事業対象者
記録される個人情報の収集方法	介護事業所からの提供、本人からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（介護サービス提供事業所）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-08
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター支援システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	地域包括支援センター業務を実施するため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、方書、電話番号、FAX番号、携帯電話番号、続柄、世帯主氏名、相談者氏名、相談者の続柄、相談者住所、相談内容、緊急連絡先の氏名、緊急連絡先の続柄、緊急連絡先の住所、緊急連絡先の電話番号、DV対象者の別、要配慮者の別とその内容、結婚、離婚、死亡、成年被後見人・被保佐人等、施設入所歴、健康状態、体力・体格、血液型、性格、被保険者番号、介護認定情報、介護サービス利用情報、介護の状況、収入状況、所得金額、資産状況、病歴、心身の機能障害、健康診断等の結果、基本チェックリストの結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、家族構成、扶養関係、同居・別居の別、持家・借家の別、今までの生活、1日の過ごし方、行事・運動等への参加状況、公的扶助の受給の有無、趣味・嗜好、交遊関係
記録される個人の範囲	介護保険第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、地域包括支援センターが相談・実態把握訪問等で把握した者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、本人または相談者、支援者等から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（地域包括支援センター）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	20-09
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ケアプラン点検実施簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市高齢福祉課
個人情報ファイルの利用目的	要支援1～要介護2までの介護サービス利用者のケアプランを点検し、給付適正化に努める
記録される項目	提出月、入力日、氏名、被保険者番号、区分（要介護度）、性別、年齢、生年月日、主な症状、家族携帯、包括圏域、ケアプラン作成者、ケアプラン作成事業所、初回・紹介・継続の別、認定有効期間開始日、認定有効期間（年）、ケアプランの期間（短期目標の期間開始月）、ケアプランの期間（短期目標の期間）、サービス（週の利用日）、目標とする生活（1日）、目標とする生活（1年）、アセスメント（現状と課題）、本人・家族の意向、総合的課題、具体策の提案、目標についての支援ポイント、介護保険サービス以外のサービスの位置づけ、利用者および家族の生活に対する妥当性、総合的な支援方針の妥当性、生活全般の解決すべきニーズ妥当性、長期目標、短期目標、援助内容、給付以外のサービスの記載、利用者の生活全体の流れの記載
記録される個人の範囲	事業対象者
記録される個人情報の収集方法	介護事業所からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市高齢福祉課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）